

福用協一第31号

平成23年8月8日

厚生労働省  
老健局長  
宮島 俊彦 殿

社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 山 下 一 平



## 福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

平成12年に施行された介護保険制度に、画期的ともいえる福祉用具貸与の仕組みが導入されたことにより、福祉用具の普及と認知度は大幅に広がり、居宅介護サービス受給者の約4割という多くの方が福祉用具貸与を利用されています。なお、(公財)テクノエイド協会が実施した、「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査」においても、福祉用具貸与による利用効果や利用者の満足度が高いこと等が明らかにされており、高齢者の日常生活に欠かせないサービスとなっています。

平成8年に設立した(社)日本福祉用具供給協会は、福祉用具流通の国内唯一の公的に認められた業界団体であり、協会傘下の事業所ではそれぞれ職員の資質の向上を図り、きめの細かい福祉用具サービスが提供できるよう努めると共に、多くの方に福祉用具を正しく認知されるよう普及活動等を行っています。

当協会として、介護保険制度における福祉用具については、下記1.及び2.の理由並びに現在貸与を主軸にした流通ネットワークが構築されており、更に利用者にも支持されていると思料されるので、貸与を原則とした現行制度を継続し、サービスの質の確保と更なる向上を目指すべきと考えています。なお、具体的な要望事項は3.のとおりです。

### 1. 福祉用具の有用性

#### (1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は、介護保険の基本理念となっている、要介護者等の自立を支援し、介護者の介護負担を軽減させる上で極めて大きな役割を果たしています。介護者の高齢化がより深刻化するなかで、介護者の負担を軽減することは必要不可欠となり、福祉用具の役割が一層高まると思われまます。

#### (2) 生活の質(QOL)の向上

要介護者等が車いす等の福祉用具を利用することで、地域社会で活動することを可能にするなど、「生活の質」を向上させるためにも重要な役割を果たしています。また、身体機能の低下などで状態像が悪化した場合においても、福祉用具を活用することで、「生活の質」を維持することができます。

### (3) 身体機能の維持・向上

要介護者の身体機能の低下を補うために、福祉用具を活用することで、ADLを維持・向上し、生活ニーズを拡大することができます。平成21年度に当協会で実施した、「状態像に応じた福祉用具の交換利用効果に関する調査」においても明らかになっています。

### (4) 介護従事者の確保と腰痛予防等への寄与

介護サービスへのニーズが拡大することに伴い、介護従事者の確保が深刻な問題となっており、介護保険部会等でも検討課題として議論されているところです。福祉用具を有効活用することで、介護サービス従事者の介護負担の軽減や介護作業の省力化にも役立ち、介護従事者の腰痛予防等の環境整備に寄与できます。また、マンパワーの代替が可能となり、介護費用の削減効果も期待でき、持続可能な制度の構築につながります。

## 2. 貸与制度の有用性

福祉用具は、利用者の状態像の変化、環境の変化、介護者の状況等によって、変更することが多く、その変化に合わせる必要があり、加えて利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス等による安全性への対応が必要となるため貸与制度が原則とされており、飽くまでも購入は例外的な対応になっています。購入の場合にはこのような変化等に対して適時適切な対応ができないこと、並びに再度購入し既存の用具は廃棄処分せざるを得ず既存商品のリサイクルにつながらないことになります。

(財)テクノエイド協会の調査においても、ほぼ全ての事業所で概ね6カ月に1回以上のメンテナンスが実施され、福祉用具の返却理由の約53%が利用者本人の状態像の変化・介護環境の変化等によるものであり、また、利用期間の約70%が利用開始から1年未満となっていることから、貸与制度が有効活用され、利用者の状態や意向の変化等に応じた柔軟な変更が行われていることが明らかになっています。貸与制度の利点は次のとおりです。

(1) 必要に応じて何度でも適合調整するために、返却・交換することができます。

(2) 種目内での交換や他種目間での交換をすることができます。

(自走式車いすから介助式車いすへの変更、車いすから歩行器への変更)

(3) 必要な時に必要な期間だけ使用できます。

(4) 不要になった時は、返却・交換ができます。

(リース契約では貸出期間は固定となり、容易に返却・交換が出来ない)

(5) 福祉用具の納品後も、常時、利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス、商品やサービス内容の継続的な情報提供が受けられ、安全性が確保されます。

(6) 廃棄物の排出抑制、資源消費の節約につながります。

### 3. 福祉用具制度への要望

#### (1) 軽度者への福祉用具の適用

平成 18 年度の改正により、軽度者の方については福祉用具の利用が制限され、自立に向けての拠り所をなくし不自由を余儀なくされています。福祉用具が必要か否かは介護度や疾病等だけではなく、身体状況、環境等も判断基準に加え、真に必要な場合には、軽度者であっても給付対象とされますようご検討をお願いいたします。

#### (2) 対象種目の追加

現行の貸与種目では、介護予防と居宅介護を促進するには不十分であると思われます。例えば、自立支援のための用具、身体機能の維持・向上や機能回復訓練のためのリハビリ用具、外出を支援し転倒を防止する歩行補助用具、介護従事者の腰痛予防等の介護負担の軽減に寄与する用具、介護力の省力化につながる用具、安否確認を行う見守り用具などを積極的に対象種目に取り入れていただきますようお願いいたします。

#### (3) 病院・施設の利用者への福祉用具貸与の適用

地域包括ケアで掲げる入院・退院、入所・退所、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供を行うためには、病院・特別養護老人ホーム等の施設と在宅との環境の共有化は不可欠と思われます。病院や施設への福祉用具貸与を適用することで、地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり、利用者の自立・生活支援が促進されます。このため病院・施設の利用者に対しても福祉用具貸与サービスが適用されますようご検討をお願いいたします。

#### (4) 消毒設備(衛生)基準等の見直し

居宅サービス等の運営基準第 203 条に、「回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒・・・」とされていますが、事業者ごとに大きな違いがあるのが現状です。利用者の安全性を確保するためにも、より具体的な消毒内容並びに工程等を明確化されますようお願いいたします。

#### (5) 訪問による利用確認状況の見直し

福祉用具貸与の利用効果を高めるためには、原則として 6 ヶ月に 1 回以上の訪問による利用状況の確認・用具点検・安全指導等が必要と考えます。訪問による確認・用具点検・安全指導等を義務付けていただきますようお願いいたします。

(6) 介護給付費通知におけるサービス内容の明記

介護給付費通知を実施する場合、利用者の正しい選択のためには、単に価格のみの通知ではなく、事業者、事業所によりサービス内容に差異がある旨の記載もあるべきであると考えます。サービス内容に差異があることについても明記されるよう保険者への指導をお願いいたします。

(7) 福祉用具貸与サービス計画の作成

居宅サービス等の運営基準第199条により、福祉用具貸与サービスもケアプランに基づき行われる以上、ケアプランの目標・目的に沿った計画と評価が伴います。福祉用具利用の必要性や適応については、福祉用具専門相談員が判断し、その根拠を記録し、ケアマネジャーと共有すべきと考えます。サービスの質の向上のためにも、他のサービスと同様に、事業者や関係者の業務負担が過重にならないよう配慮され、福祉用具貸与サービス計画の作成を運営基準に明記されるようお願いいたします。

(8) 福祉用具専門相談員の質の確保

利用者へのより質の高いサービスが提供できるよう、当協会では福祉用具専門相談員の資質の向上のために「福祉用具選定士認定研修」を実施しておりますが、福祉用具専門相談員の質にばらつきがあることが指摘されていますので、福祉用具専門相談員のレベルアップのために、福祉用具専門相談員指定講習（いわゆる40時間講習）の終了後の試験制度の導入及び高度かつ専門的知識、技能等を備えた専門従事者（上級福祉用具専門相談員、主任福祉用具専門相談員等）の制度化、並びに福祉用具選定士等の資格保有者を介護支援専門員の受験資格である「実務の経験を有する者」として認定されること等についてご検討いただくようお願いいたします。

以上